



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*18 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

478 随意契約の相手方の決定 (総合防災課) 2

479 " (") 2

480 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課) 3

481 " (") 3

482 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 4

483 児童福祉法による指定障害者通所支援事業者の指定を受けたものとみなされた事業者
(") 4

484 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (") 8

485 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 8

486 保安林の指定 (森林整備課) 10

487 " (") 10

488 " (") 10

489 " (") 11

490 " (") 11

491 " (") 11

492 " (") 12

493 道路の区域変更 (道路保全課) 12

494 道路の供用開始 (") 13

495 道路の区域変更 (") 13

496 道路の供用開始 (") 13

497 道路の区域変更 (") 14

498 道路の供用開始 (") 14

499 岩出都市計画道路事業の事業計画の認可 (道路建設課) 14

500 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 15

501 " (") 15

502 " (") 16

○ 選挙管理委員会告示

27 政治団体の届出事項の異動の届出 17

28 資金管理団体の指定の取消しの届出 19

29 資金管理団体でなくなった旨の届出 19

30 政治団体の解散の届出 19

31 政治団体の収支報告書の要旨 20

32 政治団体の設立の届出 22

33 政治団体の収支報告書の要旨 23

34 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体 23

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 24

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年5月8日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第478号

和歌山県総合防災情報システム運用保守業務契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県総合防災情報システム運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社和歌山支店

和歌山県和歌山市六番丁5

5 随意契約に係る契約金額

413,241,000円(うち消費税及び地方消費税の額19,678,142円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第479号

和歌山県総合防災情報システム（ヘリテレ・端末増設分）運用保守業務契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県総合防災情報システム（ヘリテレ・端末増設分）運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市六番丁5
- 5 随意契約に係る契約金額
77,490,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,690,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御柔 21-24	溝口博也	みなと接骨院	御坊市塩屋町北塩屋653-1	平成 24. 2. 24

和歌山県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南柔	脇坂孝貴	脇坂整骨院	海南市下津町下津3066-26	平成

40-24

24. 3. 14

和歌山県告示第482号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000 159	夢あじさい	橋本市恋野1417-1	就労移行支援	社会福祉法人橋本福祉会	橋本市恋野1417-1	平成 24. 3. 31

和歌山県告示第483号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、平成24年4月1日に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた指定障害児通所支援事業者を次のとおり公示する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	利用定員	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3052100 033	あおい学園	和歌山市今福2-9-35	児童発達支援	30人	社会福祉法人あおい会	和歌山市今福2-9-35	平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3051400 061	児童デイサービス「エトワール」	海南市船尾438	児童発達支援	10人			平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
			放課後等デイサービス	10人			平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3050100 043	こじか園	和歌山市上黒谷460-2	児童発達支援	30人	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3050100 282	あんしあなとらデイサービスセンター	和歌山市松江東1-7-25	児童発達支援	10人	社会福祉法人河西福祉会	和歌山市松江東1丁目7-25	平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
			放課後等デイサービス	10人			平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3050100 274	ハッピーステーション	和歌山市米屋町3 ぶらくり丁ブリスビル1階	児童発達支援	10人	社会福祉法人ハッピーステーション	和歌山市米屋町3 ぶらくり丁ブリスビル1階	平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
			放課後等デイサービス	10人			平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3050100 308	ファミリー児童デイサービス	和歌山市土入25-10	児童発達支援	10人	有限会社ファミリー	和歌山市土入25-10 フリューゲル21 2F	平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
			放課後等デイサービス	10人			平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3050100 373	児童デイサービス雪うさぎ	和歌山市岩橋691-2	児童発達支援	10人	合同会社雪うさぎ	和歌山市岩橋691-2 1F-N号室	平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
			放課後等デイサービス	10人			平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31

3050100 290	児童デイサー ビスフレンズ	和歌山市新庄16 6-23	児童発達支 援	10人	特定非営利活 動法人おもち やばこ	和歌山市新庄16 6-23	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 415	児童デイサー ビス親と子の 広場・アン	和歌山市土入25 -1	児童発達支 援	10人	特定非営利活 動法人きのく に子どもNP O	和歌山市福島48 7	平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 381	特定非営利活 動法人クロネ ット	和歌山市栄谷25 6-9	児童発達支 援	10人	特定非営利活 動法人クロネ ット	和歌山市松江中 3-7-10	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 407	児童デイサー ビスこうさぎ	和歌山市杉ノ馬 場4-1-1	児童発達支 援	10人	特定非営利活 動法人コミュ ニティネット	和歌山市黒田27 9-4	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 423	児童デイサー ビスこぐま	和歌山市西汀丁 7	放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 332	ほほえみ	和歌山市中439- 1	児童発達支 援	10人	有限会社ほほ えみ	和歌山市梅原18 5-7	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 340	児童デイサー ビスMiKU	和歌山市東高松 4-4-36	児童発達支 援	10人	有限会社ケア センター未来	和歌山市東高松 4丁目4-36	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 324	デイサービス ステーション 菜の華	和歌山市善明寺 654-13	児童発達支 援	10人	有限会社プラ ンニング守山	和歌山市木ノ本 76-76	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 365	なのはな・ぷ らす	和歌山市善明寺 654-13	児童発達支 援	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 316	デイサービス ステーション 華菜	和歌山市広原字 川越11-5	児童発達支 援	10人	有限会社プラ ンニングレリ ーフ	和歌山市手平3- 1-39	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 357	はなのいえ	和歌山市広原字 川越11-5	児童発達支 援	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3050100 399	スモールステ ップ教室	和歌山市東小二 里町1-29	児童発達支 援	10人	株式会社日本 おんがえし	和歌山市東小二 里町1-29	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31

3050100 068	和歌山県立若竹園	和歌山市毛見字馬瀬1451-1	医療型児童発達支援	40人	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見字馬瀬1451-2	平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051400 046	海南市さくら園	海南市日方1519-10	児童発達支援	20人	海南市	海南市日方1525-6(海南市役所内)	平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051400 053	はるなデイサービスセンター	海南市椋木173	児童発達支援	10人	株式会社はるな介護センター	海南市椋木173	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デイサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051400 038	児童デイサービスさくらっ子	海南市鳥居1-1	児童発達支援	10人	医療法人さくら会	海南市名高140-1	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デイサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051700 049	社会福祉法人山水会サンパルジュニアデイサービスセンター	紀の川市粉河4171	児童発達支援	10人	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デイサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051300 022	社会福祉法人山水会サンパルJr. デイサービスセンターかつらぎの里	伊都郡かつらぎ町西洪田11-7	児童発達支援	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デイサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051700 080	貴志川障害児学童クラブ青空	紀の川市貴志川町神戸172-30	放課後等デイサービス	10人	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051700 098	粉河障害児学童クラブ青空	紀の川市粉河1535-3	放課後等デイサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051700 064	わんぱく教室	紀の川市桃山町元301	児童発達支援	20人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051700 072	つばみ教室	紀の川市桃山町市場633	児童発達支援	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051800 047	木の実教室	岩出市曾屋370-17	児童発達支援	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051800 070	岩出障害児学童クラブ青空	岩出市新田広芝97-14	放課後等デイサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051000 069	つくしんぼ園	橋本市高野口町伏原771-2	児童発達支援	30人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051300 030	くまの子教室	伊都郡かつらぎ町妙寺146-2	児童発達支援	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051500 027	ひまわり園	紀の川市桃山町調月58-3	児童発達支援	30人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051700 056	みんなの家	紀の川市古和田719-1	児童発達支援	10人			特定非営利活動法人ロツツ	紀の川市古和田719-1
			放課後等デイサービス	10人	平成 24.4.1	平成 25.3.31		

3051800 062	いわでみんな の家	岩出市東坂本69 -1	児童発達支 援	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051800 054	児童デイベ ィスセンター らふ	岩出市山崎52-3 0	児童発達支 援	10人	有限会社らふ	岩出市山崎52-3 0	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051000 044	橋本市立たん ぼぼ園	橋本市柱本60-1	児童発達支 援	20人	橋本市	橋本市東家1丁 目1-1	平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051300 048	障がい児者生 活支援施設ボ ケットハウス	伊都郡かつらぎ 町佐野963-7	児童発達支 援	10人	有限会社フリ ーポケット	伊都郡かつらぎ 町東浜田644-4	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051500 050	有田市児童デ イサービス「 さくらんぼ」	有田市宮原町東 215 福祉館な ごみ内	児童発達支 援	20人	有田市	有田市箕島50	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	20人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051500 043	ひまわり作業 所	有田市初島町浜 字砂浜1756-1	児童発達支 援	10人	社会福祉法人 有田ひまわり 福祉会	有田市初島町浜 字砂浜1756-1	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051600 066	社会福祉法人 ひまわり福祉 会わた雲教室	有田郡有田川町 徳田1465	児童発達支 援	10人	社会福祉法人 ひまわり福祉 会	有田郡湯浅町青 木564-1	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051600 041	社会福祉法人 ひまわり福祉 会おひさま教 室	有田郡湯浅町湯 浅2344-7	児童発達支 援	20人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	20人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051600 058	社会福祉法人 ひまわり福祉 会学童クラブ そよ風	有田郡湯浅町湯 浅2721-4	児童発達支 援	20人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	20人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051600 074	まごころラン ド	有田郡有田川町 上中島字西郷85 9-1	児童発達支 援	10人	株式会社たか がきサービス ステーション	有田郡有田川町 下津野807番地1	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3052100 074	通園みらいⅡ	日高郡美浜町吉 原字新浜1083-3	放課後等デ イサービス	10人	社会福祉法人 太陽福祉会	日高郡美浜町和 田1138	平成 24.4.1	平成 25.3.31
3051000 051	児童デイベ ィスこまどり	橋本市高野口町 名倉1017-1	児童発達支 援	10人	社会福祉法人 和歌山県福祉 事業団	西牟婁郡上富田 町岩田2456-1	平成 24.4.1	平成 25.3.31
			放課後等デ イサービス	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31
3052400 102	児童デイベ ィスくれよん	西牟婁郡上富田 町朝来2302	児童発達支 援	10人			平成 24.4.1	平成 25.3.31

			放課後等 サービス	10人				平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3052400 110	児童デイサー ビスぱれっと	西牟婁郡白浜町 富田字茶屋ノ芝 957-4	児童発達支 援	10人				平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
			放課後等デ イサービス	10人				平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3052500 042	児童デイサー ビスふれんず	東牟婁郡串本町 田原700	児童発達支 援	10人				平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
			放課後等デ イサービス	10人				平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3052100 066	児童デイサー ビスどりーむ	日高郡由良町吹 井130	児童発達支 援	10人				平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
			放課後等デ イサービス	10人				平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3052400 094	特定非営利活 動法人どんぐ りはうす	西牟婁郡上富田 町岩田1764-10	児童発達支 援	20人	特定非営利活 動法人どんぐ りはうす	西牟婁郡上富田 町岩田1764番地 の10		平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
			放課後等デ イサービス	20人				平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3052300 047	第二なぎの木 園	新宮市木ノ川70 9	放課後等デ イサービス	10人	社会福祉法人 熊野緑会	新宮市木ノ川70 3番地		平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3052300 021	障害児者支援 センター虹	新宮市蜂伏13-4 3	児童発達支 援	10人	社会福祉法人 美熊野福祉会	新宮市蜂伏13-4 3		平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
			放課後等デ イサービス	10人				平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31
3052300 039	第2通園くじ ら	新宮市佐野954- 3	放課後等デ イサービス	10人	社会福祉法人 いなほ福祉会	東牟婁郡那智勝 浦町中里575		平成 24. 4. 1	平成 25. 3. 31

和歌山県告示第484号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
ヒロセ調剤薬局	田辺市高雄三丁目12-8	薬局の所在地	田辺市高雄三丁目12-9	田辺市高雄三丁目12-8	平成 24. 4. 18

和歌山県告示第485号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出するこ

と。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 御坊複合商業施設
和歌山県御坊市菌字336番地1 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
株式会社インテリアほそかわ
和歌山県御坊市湯川町財部326番地12
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
有限会社エムエムサービス 代表取締役 東野光芳
和歌山県有田郡広川町下津木31番地
松下スポーツ 松下滋
和歌山県田辺市湊1055
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年12月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,229㎡
- 6 駐車場の収容台数
120台
- 7 駐輪場の収容台数
80台
- 8 荷さばき施設の面積
36.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
10.8㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
上新電機株式会社 開店時刻:午前9時、閉店時刻:午後9時45分
有限会社エムエムサービス 開店時刻:午前9時、閉店時刻:午後9時45分
松下スポーツ 開店時刻:午前9時、閉店時刻:午後9時45分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時00分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2ヶ所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成24年4月16日
- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課 (御坊市湯川町財部651)

御坊市産業建設部商工振興課 (御坊市菌350番地)

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成24年5月8日から同年9月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第486号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市秋津川字西前1261の1

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第487号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町温川字桑畑677の1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第488号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町高原字森1148

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町高原字下谷69の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町石船字鍛冶屋303（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第491号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町小森川字高畑谷661の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第492号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字鎮守山6の3、字大戸平左側5の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第493号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市粉河字西前田403番2地		10.58		

先から同市粉河字西前田384番1地先まで	旧	11.21	25.83	
同上	新	10.58 11.21	25.83	

和歌山県告示第494号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 紀の川市粉河字西前田403番2地先から同市粉河字西前田384番1地先まで

供用開始の期日 平成24年5月8日

和歌山県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市重根字農手932番1地先から同市重根字地藏免1486番2地先まで	旧	5.39 7.94	205.84	
同上	新	5.39 7.94	205.84	
海南市重根字農手932番1地先から同市重根字地藏免1490番4地先まで	新	12.82 13.53	195.00	

和歌山県告示第496号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市重根字農手932番1地先から同市重根字地藏免1490番4地先まで

供用開始の期日 平成24年5月8日

和歌山県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字榎川字下新田1420番1地先から同町大字榎川字下新田1428番1地先まで	旧	3.80 ） 10.20	64.00	
同上	新	3.80 ） 17.40	64.00	

和歌山県告示第498号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字榎川字下新田1420番1地先から同町大字榎川字下新田1428番1地先まで

供用開始の期日 平成24年5月8日

和歌山県告示第499号

岩出都市計画道路事業の事業計画については、平成24年4月19日付け国近整計管和都業第5-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画事業の種類及び名称

岩出都市計画道路事業 3・3・2号押川船戸線

- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり

(「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第500号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域の名称
印南川右支溪(5-390-1-016)、印南川右支溪(5-390-1-017)、印南川右支溪(5-390-1-018)、印南川右支溪(5-390-2-062-1)、印南川右支溪(5-390-2-062-2)、印南川右支溪(5-390-2-063)、印南川右支溪(5-390-2-064)、印南川右支溪(5-390-2-065)、印南川右支溪(5-390-2-066)、印南川右支溪(5-390-2-067-1)、印南川右支溪(5-390-2-067-2)、櫻川右支溪(5-390-2-141)、西ノ地2(Ⅱ-5198)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第501号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域の名称
上河立1溪流(8-422-1-001)、大垣1溪流(8-422-1-002)、清水上1溪流(8-422-1-003)、清水上・長音庵1溪流(8-422-1-004)、長音庵1溪流(8-422-1-005)、清涼庵1溪流(8-422-1-006)、寄子路1溪流(8-422-1-007)、楠木谷1溪流(8-422-1-008)、楠木谷2溪流(8-422-1-009-1)、楠木谷3溪流(8-422-1-009-2)、楠木谷4溪流(8-422-1-010)、小長井1溪流(8-422-1-011)、西大長井1溪流(8-422-1-012)、東大長井1溪流(8-422-1-013)、常渡1溪流(8-422-1-014)、常渡2溪流(8-422-1-015)、夏山1溪流(8-422-2-007)、夏山2溪流(8-422-3-002)、夏山3溪流(8-422-3-003)、新屋敷(1)・新屋敷(2)・寄子路(2)(Ⅰ-1977)、寄子路2・清涼庵(Ⅰ-1978)、新屋敷2・新屋敷(2)・寄子路(2)(Ⅰ-1979)、新屋敷(3)・清涼庵(Ⅰ-1980)、清涼庵・清涼庵(Ⅰ-1981)、太地三軒家(Ⅰ-1982)、大東(Ⅰ-1983)、清水上1(Ⅰ-1984)、清水上(Ⅰ-1985)、長音庵(Ⅰ-1986)、夏山1(Ⅱ-8288)、

夏山2(Ⅱ-8289)、夏山3(Ⅱ-8290)、夏山4(Ⅱ-8291)、夏山5(Ⅱ-8292)、太地1(Ⅱ-8312)、河立1(Ⅱ-8313)、平見1(Ⅱ-8314)、太地2(Ⅱ-8315)、太地3(Ⅱ-8316)、太地4(Ⅱ-8317)、太地上野1(Ⅱ-8318)、太地上野2(Ⅱ-8319)、太地上野3(Ⅱ-8320)、太地上野4(Ⅱ-8321)、太地上野5(Ⅱ-8322)、太地上野6(Ⅱ-8323)、夏山6(Ⅲ-4575)、夏山7(Ⅲ-4576)、夏山8(Ⅲ-4577)、太地17(Ⅲ-4589)、太地18(Ⅲ-4592)、東大長井1(Ⅰ-1969)、楠木谷(2)・太地楠木谷(Ⅰ-1971)、美代取・楠木谷(Ⅰ-1972)、楠木谷(2)(Ⅰ-1973)、太地楠木谷(Ⅰ-1974)、寄子路(1)・寄子路(3)(Ⅰ-1975)、寄子路(3)(Ⅰ-1976)、トビミネ(Ⅰ-2401)、常渡2(Ⅰ-4712)、常渡3(Ⅰ-4713)、本浦6(Ⅱ-8303)、常渡4(Ⅱ-8304)、常渡5(Ⅱ-8305)、常渡6(Ⅱ-8306)、常渡7(Ⅱ-8307)、常渡8(Ⅱ-8308)、小長井1(Ⅱ-8309)、常渡9(Ⅱ-8310)、小長井2・美代取・美代取(Ⅱ-8311)、夏山9(Ⅲ-4578)、夏山10(Ⅲ-4579)、常渡10(Ⅲ-4586)、常渡11(Ⅲ-4587)、暖海4(Ⅲ-4588)、河立2(Ⅲ-4590)、太地24(Ⅳ-8002)、太地25(Ⅳ-8003)、太地26(Ⅳ-8004)、太地27(Ⅳ-8005)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに太地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第502号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

右支溪(8-207-1-016)、右支溪(8-207-1-017)、右支溪(8-207-1-018)、右支溪(8-207-1-019)、右支溪(8-207-1-019-1)、右支溪(8-207-1-019-2)、右支溪(8-207-1-020)、右支溪(8-207-1-021)、右支溪(8-207-1-021-1)、右支溪(8-207-1-022)、右支溪(8-207-1-023)、射矢の谷川右支溪(8-207-1-024)、射矢の谷川右支溪(8-207-1-025)、射矢の谷川(8-207-1-026)、射矢の谷川(8-207-1-026-1)、右支溪(8-207-1-027)、神倉川右支溪(8-207-1-028)、左指ヶ鼻沢(8-207-1-044)、東鴻田左支溪(8-207-2-019)、東鴻田左支溪(8-207-2-020)、射矢ノ谷川右支溪(8-207-2-021)、神倉川右支溪(8-207-2-022)、橋本・石ヶ坪(3)(Ⅰ-1990)、石ヶ坪(2)・石ヶ坪(4)(Ⅰ-1992)、石ヶ坪(1)・石ヶ坪(3)・石ヶ坪(5)(Ⅰ-1993)、新宮・新宮(3)(Ⅰ-1994)、鴻田(Ⅰ-1995)、神倉・左指の鼻(Ⅰ-2001)、大平見・石ヶ坪(2)・石ヶ坪(4)(Ⅰ-2003)、鴻田1(Ⅰ-2005)、萩野(Ⅰ-2197)、五新(Ⅰ-2416)、新宮4(Ⅰ-2417)、石ヶ坪8(Ⅰ-4605)、石ヶ坪9(Ⅰ-4606)、橋本2(Ⅰ-4607)、石ヶ坪10・新宮・新宮(2)(Ⅰ-4608)、橋本3(Ⅰ-4609)、鴻田4(Ⅰ-4616)、鴻田2(Ⅰ-4617)、新宮5(Ⅰ-4618)、新宮6(Ⅱ-8054)、新宮7(Ⅱ-8055)、新宮8(Ⅱ-8056)、鴻田3(Ⅲ-4502)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年5月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
塚寿雄後援会	会計責任者	塚和江	宮本恵子	平成 24.2.28	政治団体	
望月良男後援会	主たる事務所の所在地	有田市宮崎町338-1	有田市宮崎町233-1	平成 24.3.13	政治団体	
	会計責任者	梅本治	前久保安生			
山田てつや後援会	代表者	植山忠郁	木村雅英	平成 24.3.14	政治団体	
さいとうまき後援会	主たる事務所の所在地	御坊市藤田町吉田282	御坊市湯川町財部666-5	平成 24.3.15	政治団体	
仁坂吉伸かつらぎ町後援会	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町728	伊都郡かつらぎ町大字妙寺478-1	平成 24.3.16	政治団体	
	代表者	井本泰造	山本恵章			
	会計責任者	大原清明	森信太郎	平成 24.3.26	政治団体	
世耕弘成かつらぎ町後援会	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町728	伊都郡かつらぎ町大字笠田中404-8	平成 24.3.16	政治団体	
	代表者	井本泰造	山本恵章			
	会計責任者	大原清明	田和弘満			
石田真敏かつらぎ町後援会	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町728	伊都郡かつらぎ町大字笠田中404-8	平成 24.3.16	政治団体	
	代表者	井本泰造	山本恵章			
田花みさお後援会	主たる事務所の所在地	新宮市馬町1丁目1-1	新宮市馬町1-1-2	平成 24.3.19	政治団体	
藤田富三後援会	会計責任者	浜田弥生	浜田英一	平成 24.3.19	政治団体	

橋爪美恵子後援会	会計責任者	由谷公治	青石真次	平成 24. 3. 21	政治団体	
原ひでお後援会	代表者	坂本学	原日出夫	平成 24. 3. 21	政治団体	
二階俊博新風会	会計責任者	柿木宏允	丸山清治	平成 24. 3. 21	政治団体	
水上くみこ後援会	会計責任者	水上力仁	水上光雄	平成 24. 3. 23	政治団体	
高垣典生後援会	会計責任者	鳥居猛	和田拓司	平成 24. 3. 26	政治団体	
自由民主党金屋町支部	代表者	間佐古将行	横畑龍彦	平成 24. 3. 28	政党	
	会計責任者	下代義秀	若林康信			
和歌山県日本共産党後援会	代表者	下向正平	津野實	平成 24. 3. 29	政治団体	
尾和弘一後援会	代表者	尾和正之	松本吉史	平成 24. 3. 29	政治団体	
日本共産党和歌山県南地区委員会	代表者	正垣泰比古	原矢寸久	平成 24. 3. 29	政党	
玉木ひさと後援会	主たる事務所の所在地	有田市宮原町道335	有田市宮原町新町502-4	平成 24. 3. 30	政治団体	
寺本みつかず光和会	主たる事務所の所在地	海草郡紀美野町福井1277-3	海草郡紀美野町長谷宮234番地の7	平成 24. 3. 30	政治団体	
	代表者	前地勉	南昭和			
ふじ本まり子後援会	会計責任者	宮本修作	浜口亜紀	平成 24. 3. 30	政治団体	
松下泰子後援会	会計責任者	木村美幸	河原美和子	平成 24. 3. 30	政治団体	
山田好雄を育てる会(好友会)	会計責任者	滝本和一郎	上野幸夫	平成 24. 4. 2	政治団体	
那賀医師連盟	代表者	西岡正好	家田勝幸	平成 24. 4. 2	政治団体	
田辺市医師連盟	代表者	坂口幸作	辻薫	平成 24. 4. 4	政治団体	
	会計責任者	町田和生	山西康仁			
世耕弘成後援会龍神支部	代表者	真砂佳明	松本健	平成 24. 4. 4	政治団体	
はしもと明彦後援会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡すさみ町周参見3971	西牟婁郡すさみ町周参見3946の1	平成 24. 4. 4	政治団体	

有田医師連盟	代表者	平山純二	吉村研	平成 24. 4. 5	政治団体
	会計責任者	外江理	横矢行弘		
和歌山市薬剤師連盟	代表者	阪井哲司	稲葉真也	平成 24. 4. 10	政治団体
	会計責任者	江口暢洋	阪井哲司		

和歌山県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年5月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
水本雄三	白浜町長	水本ゆうぞう後援会	西牟婁郡白浜町2927-706	水本雄三	平成 24. 4. 5

和歌山県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年5月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
坂本学	和歌山県議会議員	原ひでお後援会	田辺市文里一丁目31-7	平成 24. 3. 21

備考 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は、原日出夫である。

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年5月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
山田昌美後援会	楠茂樹	平成 24. 3. 22	平成 24. 3. 22
清水和子後援会	角將範	平成 24. 3. 23	平成 24. 3. 23

白川公一後援会	林代次郎	平成 24. 3. 25	平成 24. 3. 26
みんなの和歌山	畑武明	平成 24. 3. 26	平成 24. 3. 26
井口弘を育てる会	桑原公平	平成 24. 3. 25	平成 24. 3. 28
松岡大輔後援会	松岡大輔	平成 23. 3. 29	平成 24. 3. 29
水本ゆうぞう後援会	水本雄三	平成 24. 3. 31	平成 24. 4. 5

和歌山県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したの
で、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年5月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

（単位：円）

清水和子後援会

報告年月日 24. 03. 23

1 収入総額	92,693
前年繰越額	92,693
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

山田昌美後援会

報告年月日 24. 03. 22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

清水和子後援会

報告年月日 24. 03. 23

1 収入総額	92,693
前年繰越額	92,693
2 支出総額	0

白川公一後援会

報告年月日 24. 03. 26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

みんなの和歌山

報告年月日 24. 03. 26

1 収入総額	2,834
前年繰越額	2,834
2 支出総額	0

井口弘を育てる会

報告年月日 24. 03. 28

1 収入総額	296,378
前年繰越額	161,378
本年収入額	135,000

2	支出総額	<u>152,040</u>	
3	本年收入の内訳		
	寄附	100,000	
	政治団体分	100,000	
	その他の収入	35,000	
	一件十万円未満のもの	35,000	
4	支出の内訳		
	経常経費	64,577	
	備品・消耗品費	43,133	
	事務所費	21,444	
	政治活動費	87,463	
	組織活動費	71,503	
	調査研究費	15,960	
5	寄附の内訳		
	(政治団体分)		
	井口弘会	100,000	和歌山市

松岡大輔後援会

報告年月日 24.03.29

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

水本ゆうぞう後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 水本 雄三

資金管理団体の届出に係る公職の種類 白浜町長

報告年月日 24.03.09

1	収入総額	<u>143,419</u>	
	前年繰越額	3,419	
	本年收入額	140,000	
2	支出総額	<u>139,102</u>	
3	本年收入の内訳		
	寄附	140,000	
	個人分	140,000	
4	支出の内訳		
	経常経費	139,102	
	備品・消耗品費	1,488	
	事務所費	137,614	
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	水本 雄三	140,000	白浜町

政治団体の収支報告書(平成24年分)の要旨

山田昌美後援会

報告年月日 24.03.22

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

清水和子後援会

報告年月日 24.03.23

1	収入総額	<u>92,693</u>
	前年繰越額	92,693
2	支出総額	<u>0</u>

白川公一後援会

報告年月日 24.03.26

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

みんなの和歌山

報告年月日 24. 03. 26

1 収入総額	2, 834
前年繰越額	2, 834
2 支出総額	0

井口弘を育てる会

報告年月日 24. 03. 28

1 収入総額	154, 338
前年繰越額	144, 338
本年收入額	10, 000
2 支出総額	32, 318
3 本年收入の内訳	
その他の収入	10, 000
一件十万円未満のもの	10, 000
4 支出の内訳	
経常経費	10, 153
備品・消耗品費	2, 153
事務所費	8, 000
政治活動費	22, 165
組織活動費	22, 165

松岡大輔後援会

報告年月日 24. 03. 29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

水本ゆうぞう後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 水本 雄三

資金管理団体の届出に係る公職の種類 白浜町長

報告年月日 24. 04. 05

1 収入総額	19, 317
前年繰越額	4, 317
本年收入額	15, 000
2 支出総額	15, 000
3 本年收入の内訳	
寄附	15, 000
個人分	15, 000
4 支出の内訳	
経常経費	15, 000
事務所費	15, 000
5 寄附の内訳	
(個人分)	
水本 雄三	15, 000 白浜町

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年5月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

いたに誠後援会	柏山文彦	井澗幸和	西牟婁郡白浜町2347-7	平成 24. 3. 28
全国たばこ販売 政治連盟和歌山 県支部	加藤久博	寺田嘉則	和歌山市湊桶屋町8番地 和歌山たばこ 組合内	平成 24. 4. 5

和歌山県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成22年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年5月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

（単位：円）

松畑ふかし後援会

報告年月日 24. 03. 27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

棒引昭治後援会

報告年月日 24. 03. 30

1 収入総額	9, 354
前年繰越額	9, 354
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成24年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

平成24年5月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
維新政党・新風和歌山県本部	和歌山市禰宜1341番地の3	関佳哉	門恵一
紀州久保会	和歌山市本町9丁目10	久保勝紀	久保美和
紀州全英会	和歌山市新在家125-11 リブハウス・アズ2-2 3号	近西勝	岡行彦
紀州皇会	和歌山市鳴神512-13	久保健	久保美和
日本同和解放全国連合会日本 同和解放和歌山地区連絡協議 会	和歌山市太田430-4 スカイヴィラ太田203号	朝原和彦	切石輝
森正樹後援会	和歌山市東長町5-69	森正樹	森裕美子
宮端啓允後援会	海南市下津町塩津849	宮端啓允	宮端啓允
えのもと喜之後援会	紀の川市高野415	島津章	榎本光子
政治結社紀州小坂会	岩出市清水177-4	西端光男	西端光男
政治結社紀州大輝会	岩出市清水177-4	西端幸宏	西端幸宏

寺本伸行後援会	橋本市隅田町河瀬423番地	鈴木正博	西岡巨充
橋本維新の会	橋本市東家一丁目406-1	寺内吉一	山田泰弘
橋本のまちを考える市民派の会	橋本市隅田町河瀬423	今城敏仁	北谷彰男
藤上栄子後援会	伊都郡かつらぎ町花園中南237-3	丸本悦男	西浦直樹
新家弘後援会	有田郡有田川町大字西ヶ峯600	中屋政美	新宅勝美
西川まさ三後援会	有田郡湯浅町湯浅2713-21	竹井輝夫	磯岡哲也
きし典行後援会	日高郡由良町里277-1	貴志典行	貴志典行
安達克典後援会	田辺市龍神村西33-3	小川公平	古久保太郎
おきた福富後援会	田辺市中辺路町栗栖川783	興田福富	前田克弘
紀州川口会	西牟婁郡白浜町庄川340-16	井口美佐子	久保健
日本勇征会	田辺市宝来町3-44	凡乃正志	山崎正美
前川勝久後援会	西牟婁郡白浜町安居600番地の1	水原明美	前川治美
まなべ清兵衛後援会	西牟婁郡白浜町3207-8	真鍋清兵衛	池田稔
三浦耕一後援会	西牟婁郡上富田町朝来2384-2	中田英夫	中田英夫
日下ひろき後援会	東牟婁郡古座川町三尾川1517	岩崎優	岡林孝三
春陽会	新宮市磐盾2-58	佐藤春陽	竹嶋秀雄
辻大介後援会	東牟婁郡串本町串本2209	辻治江	辻幸之介
松原しげき後援会	東牟婁郡串本町串本1375-1	谷口昇男	松原くにゑ

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・6・106号日方線）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課